

向日市における路上喫煙等の被害の防止に関する指針

令和7年5月1日

1. 目的

人通りの多い道路等を、路上喫煙被害防止啓発重点区域（以下「啓発重点区域」という。）として指定し、その啓発重点区域を主とし、路上喫煙等による望まない受動喫煙やポイ捨て、火傷・火災等の被害のないまちづくりを推進することにより、快適で安全な生活環境を保持することを目的とする。

2. 定義

（1）路上喫煙

道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。

（2）道路等

道路その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。

（3）たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

（4）市民等

市民、滞在者及び本市を通過する者、並びに本市に所在地を置く事業者をいう。

3. 役割

（1）市

路上喫煙による被害の防止に関する施策を実施し、市民等のマナー意識の啓発等に努めなければならない。

特に路上喫煙を防止する必要があると認める区域を啓発重点区域として指定することができ、啓発重点区域を指定したときは、市広報誌への掲載その他の方法により市民等に周知するとともに、当該区域において、路上喫煙防止のための啓発活動等の必要な事業を実施するものとする。

（2）市民等

望まない受動喫煙やポイ捨て、火傷・火災などの路上喫煙等の被害の防止に努めなければならない。

附 則

この指針は、令和7年7月1日から施行する